

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和2年12月17日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午後 零時29分 散会

付託事件

議案第152号, 議案第153号, 議案第156号, 議案第157号, 議案第166号, 議案第169号, 議案第170号, 議案第174号, 議案第176号中第1表中歳出中第8款及び第2表債務負担行為補正中建設企業委員会所管分, 令和2年陳情第3号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第152号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例
- ② 議案第153号 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第156号 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託の変更について
- ④ 議案第157号 指定管理者の指定について（水戸市笠原町第4児童遊園等）
- ⑤ 議案第166号 指定管理者の指定について（都市公園等）
- ⑥ 議案第169号 市道路線の認定及び廃止について
- ⑦ 議案第170号 都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（3工区）工事請負契約の締結について
- ⑧ 議案第174号 土地の取得の変更について（都市計画道路3・3・2号中大野中河内線用地）
- ⑨ 議案第176号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表債務負担行為補正中建設企業委員会所管分

(2) 陳情審査

- ① 令和2年陳情第3号 私道路土地の寄附に係る現況図の交付に関する陳情

2 出席委員（6名）

委員長	飯田正美君	副委員長	萩谷慎一君
委員	中庭次男君	委員	五十嵐博君
委員	小川勝夫君	委員	松本勝久君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議員 田中真己君

5 説明のため出席した者の職、氏名

建設部長	渡邊雅之君	建設部技監兼 建設計画課長	大森幹司君
------	-------	------------------	-------

建設部技監兼 道路建設課長	安 達 茂 君	建設部技監兼 内原建設事務 所 長	谷 萩 幸 治 君
道路管理課長	有 金 正 義 君	生活道路整備 課 長	川 又 弘 一 君
河川都市排水 課 長	大 山 裕 己 君	建 築 課 長	大 和 田 聡 君
土木補修事務 所 長	小 田 博 之 君		
都市計画部長	加 藤 久 人 君	都市計画部技監兼 市街地整備課長	木 村 勤 君
都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大 和 直 文 君	都市計画課長	柴 崎 美 博 君
建築指導課長	井 原 孝 志 君	公園緑地課長	上 田 航 君
住宅政策課長	砂 川 和 敏 君		
上下水道事業 管 理 者	荒 井 幸 君		
水 道 部 長	伊 藤 俊 夫 君	水道部技監兼 給 水 課 長	梶 山 学 君
水道総務課長	梶 山 哲 君	経 理 課 長	栗 原 千 尋 君
料 金 課 長	倉 田 佳 則 君	水道整備課長	杉 山 健 一 君
浄水管理事務 所 長	島 孝 夫 君		
下 水 道 部 長	坪 貴 之 君	下水道部技監兼 下水道整備課長	松 葉 光 隆 君
下水道管理課長	鬼 澤 英 一 君	下 水 道 施 設 管理事務所長	渡 邊 基 弘 君

6 事務局職員出席者

議 事 係 長	綱 島 卓 也 君	書 記	堀 江 良 君
---------	-----------	-----	---------

午前10時 0分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会します。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(1)及び陳情文書表のとおり、議案第152号ほか8件、それに陳情1件であります。

それでは、審査の進め方について、お諮りします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、まず執行部に提出議案の説明を求め、次に順次、質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行い、しかる後に陳情審査を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

お諮りします。この際、当委員会に付託となっております議案第152号ほか8件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、一括議題とします。

それでは、これより執行部から、順次、提出議案の説明を願います。

なお、11月27日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日、執行部から提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明願います。

初めに、議案第152号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。
上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、水戸市議会定例会議案書①の7ページをお開き願います。

市議会議案第152号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例については、お手元の公園緑地課提出の議案第152号参考資料により御説明をいたします。

1、改正理由につきましては、開発行為による児童公園の帰属に伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

2、改正内容につきましては、水戸市笠原町第4児童遊園及び水戸市見川町大山台第3児童遊園につきまして、当該条例に追加を行うものでございます。

3、条例の施行日につきましては、令和3年1月1日を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○飯田委員長 次に、議案第153号 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 住宅政策課です。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案書①の9ページをお願ひいたします。都市計画部住宅政策課提出の議案第153号参考

資料のほうをあわせて御覧ください。こちらの資料に基づき御説明いたします。

初めに、1、改正理由でございますが、現在、整備を進めております市営砂久保住宅につきまして、今回初めて市営住宅の特例として、子育て世帯向け住宅を運用することを計画しております。その運用に当たりまして、関係法令等の整備を行うものでございます。

また、その改正にあわせまして、収入基準の緩和、使用しなくなった住宅等の廃止をあわせて行うということにしております。

次に、主な改正内容でございますが、4点ございます。

(1)につきましては、子育て世帯向け住宅運用のため必要な入居者の資格、正規入居の入居期間、選考方法、入居手続等を定めるものでございます。

(2)につきましては、入居の資格に係る収入基準の緩和でございまして、小学校入学前のお子様がいる世帯から中学校卒業前のお子様がいる世帯に拡大するものでございます。

(3)につきましては、家賃決定に用います利便性係数の取扱いにつきまして、規則に委任するというものでございます。このことによりまして、住宅の改修等で家賃の変更などに柔軟に対応できるということになります。

続きまして、(4)につきましては、入居者がいなくなって廃止、または廃止予定の小規模住宅を住宅の一覧から削除するために関係の規定を整理するものでございます。

次に、3、施工期日につきましては、公布の日からとしております。ただし、住宅の家賃に関わる部分につきましては、令和3年4月1日からでございます。

また、裏面、2ページから10ページまでが新旧対照表になってございますので、後ほど御参考に確認をお願いいたします。

説明は以上になります。よろしく御願いたします。

○飯田委員長 次に、議案第156号 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託の変更について、執行部から説明願います。

鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 よろしく御願いたします。

議案書①の17ページを御覧願います。あわせまして、お手元の下水道管理課提出の参考資料を御参照願います。

市議会議案第156号 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託の変更について、参考資料に基づいて御説明いたします。

1の変更理由といたしまして、水戸市は、下水道事業から生ずる汚泥を処理するため、汚泥焼却炉施設等を水戸市ほか7団体及び茨城県と共同で設置し、建設及び維持管理に関する事務を茨城県に委託しております。

現行の委託に係る経費負担率の算定期間が令和2年度までであるため、汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託を変更するものでございます。

2の変更内容につきましては、汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の

第3条第1項第1号中「第1基目の汚泥焼却炉施設等の供用開始から第2基目の汚泥焼却炉施設等の供用開始後15年を経過するまでの期間内」を「当該年度」に改めるものでございます。

3の施行期日につきましては、茨城県知事と関連団体の長とが協議して定める日としてございます。

2ページ、3ページに新旧対照表を、4ページに参照条文として地方自治法の抜粋を、5ページ、6ページに規約の変更案の全文を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、議案第157号 指定管理者の指定について（水戸市笠原町第4児童遊園等）について、執行部から説明願います。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 よろしく願いいたします。

それでは、水戸市議会定例会議案書①の19ページをお開き願います。

市議会議案第157号 指定管理者の指定については、お手元の公園緑地課提出の議案第157号参考資料により御説明をいたします。

1の理由につきましては、新たに2か所の児童遊園について、指定管理者に指定追加するものでございます。

2、管理を行わせる公の施設の名称につきましては、(1)水戸市笠原町第4児童遊園、(2)水戸市見川町大山台第3児童遊園でございます。

3、指定管理者となる団体の名称につきましては、一般財団法人水戸市公園協会でございます。

4、指定の期間につきましては、令和3年1月1日から令和3年3月31日まででございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○飯田委員長 次に、議案第166号 指定管理者の指定について（都市公園等）について、執行部から説明願います。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 引き続きよろしく願いいたします。

それでは、水戸市議会定例会議案書①の37ページをお開き願います。

市議会議案第166号 指定管理者の指定につきましては、お手元の公園緑地課提出の議案第166号参考資料①により御説明をいたします。

本案件につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定をするものでございます。

1、管理を行わせる公の施設の名称としましては、(1)の都市公園と(2)の児童遊園でございます。

お手数ですが、2ページをお開き願います。

別紙1としまして、都市公園134か所をお示ししております。また、別紙2としまして、3ページから5ページに児童遊園288か所をお示ししております。お目通しをお願いいたします。

1ページにお戻りください。

2、指定管理者となる団体の名称につきましては、一般財団法人水戸市公園協会となります。

3、指定の期間については、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年でございます。

なお、今回の5年間の水戸市公園協会の指定管理につきましては、新たに水戸市植物公園も含まれております。

次に、さきの議会前委員会におきまして、松本委員からの資料請求がございました。この件に関しまして、お手元の都市計画部公園緑地課提出の議案第166号参考資料②の公園愛護会について御説明をいたします。

1の愛護会の結成状況につきましては、現在、本市で管理する都市公園134か所のうち、71の都市公園について愛護会が結成されております。また、児童遊園につきましては286か所のうち、139の児童遊園について愛護会が結成されております。あわせまして、420か所のうち、210か所、全体で半分の公園について愛護会が結成されている現状でございます。

なお、これについては令和2年11月末現在ということでございます。

次に、2の報償費についてでございます。

(1)の都市公園と(2)の児童遊園について、それぞれ面積ごとに報償費、公園数、報償費の計としてまとめてございます。

まず、(1)都市公園につきましては、ゼロから999平米までが報償費2万円で5か所ありますので、報償費計は10万円となっております。

以下、面積ごとに記載してございまして、合計としまして、71か所の都市公園に対しまして160万9,000円の報償費をお支払いしております。

次に、(2)児童遊園につきましては、ゼロから499平米までが報償費8,400円で102か所ありますので、報償費計は85万6,800円となっております。

以下、面積ごとに記載してございまして、合計としましては、139か所の児童遊園に対しまして121万2,600円の報償費をお支払いしております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○飯田委員長 次に、議案第169号 市道路線の認定及び廃止について、執行部から説明願います。

大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 それでは、市議会議案第169号 市道路線の認定及び廃止につきまして説明をさせていただきます。

議案書①の47ページ目をお開き願います。

本案件につきましては、道路法第8条及び第10条の規定に基づき、市道路線の認定及び廃止を別紙のとおり行うものでございます。

ページを返していただきまして、別紙でございますが、48ページ目には認定の対象となる10路線につきまして、49ページ目には廃止の対象となる7路線につきましての調査となっております。また、50ページから56ページ目までがそれぞれの対象路線の位置図となっておりますので、御参照のほどよろしく願いいたします。

あわせて、認定となる各路線の実測図を参考資料といたしまして提出させていただいておりますので、後ほどお目通しのほどよろしく願いいたします。

なお、詳細につきましては、さきの建設企業委員会にて説明をさせていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○飯田委員長 次に、議案第170号 都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（3工区）工事請負契約の締結について、執行部から説明願います。

安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 それでは、議案書①の57ページをお開き願います。

市議会議案第170号 都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（3工区）工事請負契約の締結につきまして御説明いたします。

都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（3工区）工事請負契約を次のように締結するものとする。

1、工事名、都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（3工区）工事。

2、契約金額2億1,175万円。

3、契約相手方、豊島・綿正特定建設工事共同企業体。

代表者、水戸市千波町1806番地、株式会社豊島工務店、代表取締役、豊島憲子。

構成員といたしましては、ただいま申し上げました代表者のほかに、水戸市赤塚2丁目2029番地60、株式会社綿正工務店、代表取締役、小田木一義でございます。

令和2年12月17日提出。水戸市長、高橋靖。

なお、工事の概要につきましては、お手元にお配りいたしました参考資料を御参照願います。

詳細につきましては、11月27日の当委員会におきまして説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○飯田委員長 次に、議案第174号 土地の取得の変更について（都市計画道路3・3・2号中大野中河内線用地）について、執行部から説明願います。

安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 それでは、議案書①の65ページをお開き願います。

市議会議案第174号 土地の取得の変更につきまして御説明いたします。

都市計画道路3・3・2号中大野中河内線の用地の取得を次のように変更するものとする。

令和2年9月29日に議決された市議会議案第131号 土地の取得についての1、土地の表示中「ほか14筆」を「ほか19筆」に、「7,381.00平方メートル」を「1万3,777.99平方メートル」に改める。

2、取得価格中「3,873万185円」を「6,319万37円」に改める。

3、契約の相手方中「ほか4名」を「ほか6名」に改める。

令和2年12月7日提出。水戸市長、高橋靖。

なお、概要につきましては、お手元にお配りしました道路建設課提出の参考資料を御参照願います。

詳細につきましては、11月27日の当委員会におきまして説明させていただきましたとおりですので、省略させていただきます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○**飯田委員長** 次に、議案第176号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表債務負担行為補正中建設企業委員会所管分について、執行部から説明願います。

柴崎都市計画課長。

○**柴崎都市計画課長** 大変お手数ですが、令和2年度補正予算に関する説明書②を御用意ください。

そちらの第4ページ、5ページでございます。

8款土木費、4項都市計画費、6目公園費のうち、千波浄化経費につきましては、千波湖導水施設整備事業において、主に県施工分として委託しております工事費が増額となったため、3億8,700万円の増額補正を講じるものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。

債務負担行為調書でございます。

都市公園等管理運営に係る債務負担につきましては、都市公園及び児童遊園の指定管理に係る委託料として、限度額は34億7,690万円、期間は令和7年度までとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**飯田委員長** 以上で提出議案についての説明は終了しました。

それでは、これより順次、質疑を行います。

初めに、議案第152号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○**中庭委員** 私は現場を見てまいりました。そして、笠原第4児童遊園ですね、これ現場を見ますと、鉄棒が1基で、そしてベンチが1か所あるだけなんですけれども、そういう点では非常にシンプルな児童遊園でした。そして、あともう1か所、大山台の児童公園ですけれども、大山台の児童公園も滑り台が1つ、スプリング遊具が1個ということで、そういう点では非常に簡素なものなんですけれども、それぞれ滑り台をつけたり、あるいはスプリング遊具をつけたり、いろいろやっているんですけれども、こういう基準というのは、前も質問しましたけれども、どういう基準があるのか、例えば何かの基準があってつけているのか、それとも行政に任せているのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○**飯田委員長** 上田公園緑地課長。

○**上田公園緑地課長** ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

児童遊園の遊具の設置の基準につきましては、その開発される公園の面積、大きさによって設置する遊具の数を決めているところでございます。具体的には、300平米未満のときは1基、300平米から500平米のときは2基、500平米以上のときは複合遊具1基と通常の遊具1基というような内容で、開発業者の方と協議によって決めて、実施しているところでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、面積によって遊具の数が決まっているということですね。

それともう一つは、場所の件なんですけれども、大山台団地の大山台第3児童遊園ですか、これについては開発行為が行われている一番端っこにあるんですよ、端のほうに。この場所についても、私はもっと真ん中のいい場所に児童遊園があったほうが子どもたちにとってもいいと思うんですけれども、何か場所も別に設置基準があるわけでもないということなんですか。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

児童遊園が設置される場所についての基準というものは特別設けてはございませんが、その公園の形などが平たん、平面であるとか、設置の状況についてある程度の基準は設けてございます。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 これがですね、大山台第3児童遊園の格好なんですけれども、公園が何かようかんみたいにずっと長ひょろくて、かなり長い公園なんで、もう少し場所が取れるように、四角みみたいな、そういう規格というのも別にないんですか。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

あくまでも開発行為による児童遊園の設置については、事業者の方と相談した上で場所を決めているということと、もう一つはなるべく整形なのが一番いいことなんですけど、平たんであるということなどを総合的に検討して、協議して、場所を設定しているところでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 ほかに。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 すみません、今の中庭委員の追加というか確認なんですけれども、これも多分、開発行為の業者の方を決めるんだと思いますが、その地盤というか、土だったり芝生だったりありますよね。これも当然ながら相談して決めるでしょうけれども、どっちが多いんですかね。そのまま土になっているのと芝生になっているのと。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

基本的に児童遊園については、入り口周辺が芝生になってございまして、それ以外は土ということで整備をお願いしております。

以上でございます。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本委員 私、前にも聞いたんですけど、忘れちゃっている部分もあるもので、もう一回復習の意味で、

開発行為の面積によって、児童遊園と都市公園との区分けというのがあるだろうと思うんです。開発行為の面積によってあるんじゃないのかなと思うんですけども、開発の面積が何平米から何平米までが都市公園に該当するんだとか、何平米から何平米が児童遊園になるんだというような開発行為の総面積というのは、これが基本になるとは違いますか。ちょっと分からないので、教えてください。それに関係なく都市公園と児童遊園と分けちゃっているわけじゃないでしょう。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

まず、都市公園につきましては、水戸市が直接その土地を買い取るといいますか、まず水戸市が所有しまして、水戸市が自ら公園を整備するものについては都市公園というような扱いになってございます。一方、児童遊園については、開発事業者さんが行う開発行為によって造られた公園、こちらについては児童遊園というような取扱いでまとめてございます。

○松本委員 はい、了解。分かりました。水戸市がやった場合は都市公園と、民間が開発したやつは児童遊園という、大きさには関係ないということですね、関係ないですよ。

○飯田委員長 じゃ大きさについて、上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 説明が足りなくて申し訳ございません。開発行為によって行われた児童遊園につきましても、その開発の面積によっては、大きな児童遊園になってしまいます。面積で言えば1,500平米を超えた児童遊園については、都市公園として扱いますというような形で運用をしているところでございます。今、1,500平米以下は全部児童遊園というような形でやっているところでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 ですから、その1,500平米というのが基本なんだよね、そうでしょう。そこで都市公園と児童遊園との区分けがあると、こういう面積にもなるということですね。そうするというと、今、児童遊園の施設数が286か所ある中で、都市公園の愛護会が71か所で児童遊園の愛護会が139か所ということですね。そうするというと、この報償金の問題になっちゃうんだけど、そのためにこれ資料を出していただいていた。

○飯田委員長 松本委員、それは第166号のときで。

○松本委員 全部ひっくるめてよかっぺ。これ第152号も第157号も第166号も3件とも同じような、全部これに関わる遊園の問題だろうと思うんだけど、駄目け。

○飯田委員長 児童遊園について係る部分についてのみ。

○松本委員 児童遊園に係る問題だけ、都市公園は別。関連だからいいかなと思ったんだけど、駄目なんだ。

○飯田委員長 なるべく第166号のほうでと思ったんです。

○松本委員 面倒くさいべ、その都度その都度同じことしゃべって。

○飯田委員長 それじゃどうぞ。

○松本委員 そしてですね、都市公園の報償費が160万9,000円、それで児童遊園のほうは121万

2,600円、合計すると282万1,600円が報償費として支払われているわけですね。そうしますと、愛護会が管理している数というのが要するに都市公園が71と児童遊園が139だから、210か所が愛護会が管理しているんだよね。愛護会の合計のこの報償金というのが要するに282万1,600円ということになるわけですね。

そうすると、この愛護会というのは、月に何をやって、どういうことをやって、これは交付金ですから、水戸市から公園協会に払って、公園協会からそれぞれの愛護会とかに行くんだらうと思うんですけども、この事業報告書というのは上がっているんですか、愛護会の事業報告書。上がっている。そうすると、これの報償金にマッチした事業が行われているということですか。その辺が我々には分からない、見えない部分、非常に。だから、その辺がどうなのかなという点をお聞きしたいんですけども、手も挙がらないようだし…

○飯田委員長 それじゃ、松本委員、やっぱりここは大山台と笠原の児童遊園の議案なもんですから、今一応言っておいてもらって、議案第166号のときにまたお願いしたいと思うんですけども。

○松本委員 オーケー。

○飯田委員長 すみません。

○松本委員 じゃ、この資料の説明だけで、一旦、委員長がそう言いますから、私もやめますけれども、166号になってから改めてまた同じ質問をさせていただきます。

○飯田委員長 すみませんです。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第152号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第153号 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 これは市営砂久保住宅の建て替えに伴って、今度は子育て支援の市営住宅にしたいということなんだけれども、そのための条例改正。特に定期借家権の導入というのがありますけれども、幾つか問題点を質問したいと思います。

1つはですね、この住宅に入れる基準が子どもの義務教育修了までということなんですけれども、この基準はどのような基準なのか、もっと具体的に答えていただきたい。例えば、親とかおじいちゃんとか、あるいは母子家庭とか、いろいろなタイプがあると思うんですけども、その中のどういうものなのかお答えいただきたい。

それから2つ目には、収入基準の緩和というのが今回条例の中に載っておりますけれども、これはどういうものなのかと、この2点についてお聞きしたいと思います。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問についてお答えいたします。

まず1つ目が入居の基準ということでございましたが、入居の対象となる方は、基本的には市営住宅入居

の基準と一緒にございまして、それに加えて、今回、砂久保住宅につきましては、特例として3人以上の世帯であること、またあわせて小学校卒業までのお子さんがある世帯というような形で決めさせていただいております。

また、2つ目の収入基準の緩和でございしますが、公営住宅の場合、一般世帯の場合には月平均15万8,000円という基準がございまして、また、それとは別に裁量世帯としまして、月平均21万4,000円という基準もございまして、今回、収入基準を緩和する関係で、今まで裁量世帯に入っていなかった義務教育のお子さんがある世帯を裁量世帯に加えるという形で緩和しております。

緩和をすることによりまして、入居の収入基準が15万8,000円から21万4,000円に上がることによって入居しやすいということと、入居してからの高額家賃になるまでの期間が保てるということになったので、今回緩和のほうを考えました。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 子育て世帯、要するに中学生以下の子どもが1人いる世帯、3人世帯ですけれども、その中で1人でも中学生がいれば入れるということなんですけれども、子どもが高校生になったらどうなるのか。そうすると、これは強制退去ということになるのかどうか。これは要するにどういうふうにするのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今回の砂久保住宅につきましては、2年間の定期入居ということで進めております。また、義務教育のお子さんがある世帯ということにしておりますので、高校生のお子さんだけになった場合は対象から外れるということですので、退去のお願いをするという形になります。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、例えば小学校の子どもと一緒に入居したという場合、5年後に高校生になっちゃったという場合には、その世帯全員が退去しなくちゃならないということになるんですか。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 世帯単位でございまして、全員で退去という形になります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 要するに退去しなければならない。そうするとですね、今度の制度は2年ごとの定期契約となって、子どもが高校生になると退去しなくちゃならない。もし退去しなければどんなふうな措置が行われるんですか。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 入居の条件を満たしていない世帯というふうなことになりますので、明渡しの請求という手続になるかと思っております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、高校生になったら退去しなくちゃならない。退去しなければ、裁判による強制退去ということになります。私はね、この子育て世帯が一生懸命に子どもを育てて、やっと高校生になったら、今度は退去しなくちゃならないということになってしまったら、これは何ていうんですかね、無慈悲な内容だというふうに思います。

私も調べてみましたら、この定期借家権というのは、もともとこれ民間住宅に導入された制度なんですよね、2000年3月に導入されたんですけども。このとき政府は、公営住宅は住居に困窮する低所得者のための住宅であって、住居が継続することを前提に賃貸借契約を結ばれて、要するに一旦入ったら死ぬまで入れるということが今の市営住宅、公営住宅なんですけれども、これが今後、公営住宅に適用することはなじまないと思う。定期借家権等の経過を述べているんですけども、これについてどういうふうにお考えをいたしますか。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、国のほうも以前は定期借家、定期入居についてあまり前向きな話はしていなかったのは事実です。ただ現在は、入居の一つの候補として、そういう方法もいいでしょうということで、定期借家を含めていろんな入居の方法を認めているという形になっておりますので、そこは御理解いただければと思います。

また、今回は砂久保住宅について、全部で16戸なんですけど、16戸について定期の入居を執行するというようにしております。現在、水戸市内の市営住宅だけで約3,700件、県営住宅を含めると8,000件近い住宅がございまして、そちらのほとんどが委員御指摘のような長期で住める住宅となっておりますので、こういった部分の中で御理解いただければと思います。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 県営住宅で定期借家権、要するに短期間の定期借家契約というのはあるんですか。それから、県内の自治体の市営住宅、町営住宅、村営住宅の中ではあるんですか、そういうのは。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

水戸市内では県営住宅のほうで定期をやっているのは、私のほうではまだ確認はしておりません。

また、県内の市町村においては、日立市のほうで今年度から定期入居のほうを始めたというふうなことを聞いております。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 だからね、全県的に見て、現時点において、日立以外はどこもやっていないんですよ。なぜかという、公営住宅に入る方は月収が15万8,000円以下の方しか入れないんですよ。要するに所得の少ない人しか入れない住宅なんです。それで、その方が入居したと、子どもさんと一緒に入居したと。やっと高校生になったと、だから出なさいと。じゃ、マイホームを持てるか、住宅ローンを組めるかという

と、そういう人はかなり少ないんですよ。ほとんどいないというのが現状なんで、結局は、子育て支援に反すると。要するにせっかく子育てを頑張った方なのに、高校生になったら出ていきなさいということは、これかなりの問題だというふうに思います。そして、高校生になったって、子育て費用がかかりますよ。今度はまたそのお金を高い民間アパートの家賃と一緒に払わなくちゃならないということになると、結局は、やはり低所得者いじめの政策になってしまうんじゃないかと。要するに子育て世帯に対する冷たい市政ではないかというふうに私は思うんです。

そういう点では、やはり私はこういう定期の形、2年間ごとに契約をするというやり方はやめるべきではないかと思うんですよ。全国でもほとんどこういうのは導入していないですよ。例えば練馬区だって導入したと言っていますけれども、たった2戸だけです。しかし、水戸市の場合は16戸も対象にするということは、問題だと思うんですけども、こういう子育て世帯に対する冷たい政治じゃないかと、やめるべきじゃないかという意見についてどういうふうに考えるんでしょうか。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問についてお答えいたします。

今回の砂久保住宅は、一つの目的として、まちなかに若者世代を誘導するというような目的を持ってつくっているものでございまして、そういったほうから見ますと、子育て世帯を中心に住み替えを進めていくというのは、一つの方法ではないかなと思います。

また、先ほどお話ししたとおり、市営住宅が市内にはほかにもありまして、ある一定の基準、また子育てが終わった方については、新たな市営住宅のあっせんということも可能であると思いますので、その辺についても御理解をいただければと思います。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はね、その答えに納得できない。やはりせっかく子育てを頑張った方を子育ての途中で追い出してしまうというやり方は、私はやめるべきだと思います。

それで、あともう一つは市営砂久保住宅なんですけれども、今まで何世帯が入っていたんですか。その中で入る世帯は何世帯なんですか。戻ることができる世帯というのは何世帯なのか。要するに元の砂久保住宅にお住まいだった住民の状況はどうなったのかお答えいただきたいというのと、家賃は幾らになるのかということも含めてお答えいただきたい。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

砂久保住宅は、以前、8世帯12名が入居しておりました。その後、この計画に伴いまして、7世帯が新たに公営住宅、または民間住宅のほうに住み替えを行っているという状況でございまして、1世帯につきましては完成後に住み替えということで、入居するというふうな予定になってございます。

あと、2つ目の御質問の家賃についてでございますが、まだ正式に数字は出ておりませんが、想定ですと3万円から6万円ということで考えておりまして、基本的には第1分位の方がほとんど住まれると思いますので、3万円の家賃かなというふうに思っています。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 いずれにしても8世帯あったうち1世帯しか戻れないというのも、やはりこれは問題だと思うんですよね。そして、入ったら2年ごとの契約と。私が調べた中では、定期借家契約となっても、10年というのが多いですよね。2年というのはあまりにも短すぎるというのを指摘しておきたいと思います。

それともう一つは、今度、石川台住宅、それから元山町住宅、愛宕住宅は廃止するということが決まっていますよね。その廃止する戸数と建築年数ってどのくらいなのか、そして、住民は今いらっしゃるのか、いないのかどうかをお聞きしたい。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今回廃止を予定しております3つの住宅でございますが、順番に申し上げますと、元山町住宅のほうが8戸、愛宕町住宅が16戸、石川台住宅が16戸となっております。全ての住宅において、現在住まれている方はおりません。

○中庭委員 建築年度。

○砂川住宅政策課長 建築年度は60年を超えて70年前ぐらいというふうに思っただけであればと。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私も、この石川台住宅を見に行きましたけれども、本当にこれが市営住宅かと思われるほど老朽化して、誰も住めないという住宅ですよ。私は、結局、長年建て替えてを放置して誰も住まなくなったら取り壊してしまうということで、結局は最終的にはこれで40戸の市営住宅を廃止してしまうというやり方は、私は問題だと。なぜ60年から70年も放置してきたのか、その理由って何なんですか、これ。途中で砂久保住宅のように建て替えれば入れたでしょう。今回の条例で見ると、これを削除するとなっているんですよ。削除というのは廃止なんですよ。なぜ途中で建て替えて、住民の皆さんが入れるようにしなかったのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今回廃止する3つの住宅は、いずれも敷地が狭くて、現在の公営住宅基準の住宅を建てますと、住民の通常生活がなかなか難しいのではないかという結論に達しております、そういった中で小規模住宅については解体、処分という形で計画のほうを進めさせていただいております。

また、市営住宅全体の中で、令和9年まで400戸から500戸の住宅を削減するという計画も別途ありまして、その中で小規模のほうについては削減させていただくというふうに進めておりますので、御理解いただければと思います。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 今ね、課長が答弁いたしましたが、市営住宅でも建て替えれば、河和田住宅のように非常に希望者が殺到しているんですよ、新しい住宅ですよ、古い住宅は別にして。だから、私は、やはり低所得者

のための住宅というのは、これは必要なんです。これを結局、建て替えを放置してどんどん公営住宅を減らすということは、やはり低所得者に対する福祉というのかな、住宅、そういうものを提供する意欲が水戸市にはないんじゃないかということを考えるんですけども、低所得者向けの住宅をどんどんこれから減らしていくというのは、今の水戸市の方針なんですか。なぜそういう方針を取るんですかね。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

我々はセーフティーネットの住宅ということで、住宅の重要性は十分認識しているところでございます。それとは別に人口の減少という話もございまして、そういった中では、平成30年度に策定しました長寿市化計画の中で、令和9年度までには市内で市営住宅としては3,300戸が必要だということになっておりますので、その3,300を目指して今、住宅の整理をさせてもらっているという流れです。それで、必要な河和田住宅については建て替えを進めていたということでございますので、御理解をお願いします。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、結局これから公営住宅、市営住宅400戸も令和9年までに減らすと。7年間で400戸減らすというこの公営住宅の削減計画ですね、これはちょっとあまりにも、憲法で保障された生存権、セーフティーネットとしての住宅、こういうものに反するんじゃないかと思うので、私はぜひやめていただきたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございましたら。

松本委員。

○松本委員 最初にね、この議案とは関係ないんだけど、下市に、水戸市の市営住宅、昔の花畑住宅と言ったのかな。あそこは今はどうなっていますか。古くて全然入居者がいないじゃないのかなと思っているんですけども。あそこなんかはどんなふうになっているのか。やはりね、水戸市のまちというのは下市から発展しているんですから、旧市内の一部に私は入っていると思うんですよ。砂久保も同じことだと思います。ですから、花畑にあった建物、敷地というのは今はどこが所有していますか。分かっていたら教えてください。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

花畑住宅のほうは現在も水戸市で運用をしております、住んでいる方がございます。ちょっと詳しい資料は手元にはないんですが、半分ぐらいは使っているのではないかなと思います。

また、花畑住宅の取扱いにつきましては、今後検討というところになっておりまして、まだ結論が出ていないところでございますので、もう少し時間をいただければと思います。

以上です。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 了解、分かりました。

そうすると家賃としては二、三千元だ。こうなっているんだと思うよ。それはそれで分かりました。今後

検討していただきたいと思います。

それと、砂久保の住宅入居の資格が今回の議案の中で出たんですけれども、要するに義務教育の子どもを持った世帯以外は入れないということだよ。そうすると、旧市内に人を集めようという、今、水戸市の考え方。ここに入った方に対しては、今居住をするわけですから、50万円の補助金の支給というのはあるんですか。今、水戸市の政策の中で、旧市内に住もうとしている人に対しては50万円を支給しますよということでやっていますよね。これは該当しますか。——該当しない。

これは、人から借りるから、居住をしても出ないということなんですか。そこのところが微妙だね。やはり旧市内に人を集めようという基本の考え方なのに市営住宅には出さないということになるという、やはりそれだったらばということで、義務教育の子どもを持った方だけに絞っていくのはなかなか大変になっちゃうなというふうに思います。

そうするというと、義務教育というのは、どこからが、この間も言ったような気がするんだけど、結婚して、新婚で、これから子どもをつくらうと、結婚というのは子どもをつくるための子孫繁栄だから。そういう人は該当はしないの。例えばこれから結婚予定の人がいるとするでしょう。私は何年何月に、今年の何月に結婚式を挙げて、ここに入りたいんだというような、そこら辺のこの微妙な判断なんだけれども、こういう人は入れない。難しいのか。俺は結婚するということが子どもができるというふうなもう前提だと思う。だから、新しく結婚して、新しくこれから旧市内に住んで、生活をスタートしようとする方々に対してのこの補助というのは全然ないということなのかな。残念だね、それはね。私はそのくらいあってもいいのかなと。

そうすると、今この申込みというのはいつからやっているの。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

申込みの開始のほうは、今回議決をいただきましたら、準備をしまして、年明けの1月の委員会で説明させていただきますまして、その後、本格的に募集を開始しようというふうに考えています。

○松本委員 来年の1月。

○砂川住宅政策課長 そうです。

○松本委員 令和3年の1月に公募するの。

○砂川住宅政策課長 はい。

○松本委員 ああ、そう。だから、それを見てもないと分からないと。公募してから。それでも埋まらなかったらどうするの。16戸。16世帯の方が義務教育の子どものいる方々ばかりが申し込んでくれば、所得とか審査は一応あるでしょうけど。まるっきり所得がなければ入れないし、高額でも入れないし。だから、なかなかこの16戸を義務教育の子どものいる人だけに、該当している人だけに絞っていくというのはいかなものかなと思うんだけど、じゃ、いずれにしても、1月か。その結果を教えてください。1月の何日が締切りなの。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 砂久保住宅につきましては、今回議決をいただきまして、募集の準備をしまして、

1月から募集を開始します。その後、2月ぐらいに抽せんをやって、やっと入居者が決まるというようなスケジュールになるかと思います。

○松本委員 2月ね。

○砂川住宅政策課長 2月です。令和3年2月に抽せん会を開催しまして、最終的な入居者を決定できればというふうに考えてございます。

また、先ほど松本委員さんからありました結婚した方というのは、現在のところはちょっと除外をしておるんですが、結婚をした後におなかにお子さんがあるのが分かった方については、一応候補者として申込みを受け付けるというようなことで考えてございます。

○松本委員 2月で大体締める。学校は4月からだから、2か月間の余裕がある。その間にここを何とか新築なんだから、埋めなければならない。ですから、そのときにそういう、私が冒頭申し上げたような方なんかも一応視野に入れたらどうなのかなと、検討。余らせておくより入れたほうが、せつかく金かけているんだからさ、空き家にしておいたんではさ。だから、私は水戸市の考え方として、家や屋敷を旧市内に住む人ばかりじゃなくて、幾らかこういう人にも補助金というのをどうなのかなって、こう思うんですよね。コロナで財政がないからと言われればそれまでです。ですから、2か月の間にまた報告をいただいて、検討してみてください。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 この条例の一部改正することにつきましては、先ほどもありましたように、まちなかにある市営住宅に入居できるということで、すごく生活しやすいと思います。特に砂久保住宅の場所も近くにいろいろ買い物できるのもたくさんあるし、病院もあるということですので素晴らしいと思います。さらに収入基準の緩和対策を拡大するというので、本当にこれだと思っていただければ最高だと思います。

その上でちょっと何点か確認したいんですが、同じこの砂久保住宅に入る人数で、ほかの市内の市営住宅に入ると考えたときに、その普通の市営住宅との違いとか、何か砂久保住宅に対する設備とか部屋の大きさとか、そういう違いというのはあるのでしょうか。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

砂久保住宅は子育て世帯向け住宅ということで、設計段階からちょっと工夫をした部分がございます、部屋の間仕切りを子どもの成長に伴って移動できるような、そういった形になっている部分もございまして、その建物自体が一般の市営住宅と若干違う部分がございます。

以上です。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 そういふところをきちんと分かるようにして、そうすると入居する方も入ってくると思います。

それから、先ほどの中庭委員さんの話じゃないんですけど、2年ごとに更新ということで、たまたま対象外になったときに、通常は市営住宅から市営住宅、市営住宅から県営住宅に移れないんですが、この場合はどういふふうになりますでしょうか。

○飯田委員長 砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 ただいまの五十嵐委員のご質問にお答えいたします。

今回は、明渡しということで、うちのほうの理由でやりますので、当然公営住宅から公営住宅の住み替えは可能というふうに考えてございます。

以上です。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 それはぜひそのようにしていただきたいと思います。

それから、先ほど松本委員さんからありましたように、来年募集になりますけども、見込みのほうを聞くと思ったんですけど、多分今のような話をちゃんと丁寧にすれば入ってくるものと思っておりまして、そのときに万が一、応募が少ないときにはまた対策を練って進めていただきたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、議案第153号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第156号 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託の変更について、質疑のある方は発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 これは下水道処理場で出た汚泥を那珂久慈流域下水道の焼却炉で燃やすということの議案なんですけれども、この中で汚泥焼却炉施設を水戸市ほか7団体と茨城県で共同で設置するというふうにしておりますけれども、7団体というのはどこなのかというのを具体的にお聞きしたいです。

そして、また共同で利用するメリットというのは何なのかお伺いをしたい。

それから、これまでは15年間は固定期間で別に契約を更新しなくても利用できたわけなんですけれども、今度は当該年度ごとに契約を結ぶということなんですけれども、具体的には毎年毎年契約を結んでいくのかどうかお答えをいただきたいと思います。

○飯田委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員からの御質問にお答えいたします。

まず、水戸市ほか7団体ということですが、7団体につきましては、水戸市のほか日立市、ひたちなか市、笠間市、茨城町、北茨城市、城里町、あと日立・高萩広域下水道組合という団体がございまして、その7団体で共同で使用してございます。

それと、共同で処理することのメリットにつきましては、汚泥焼却炉につきましてはスケールメリットが働く施設でございますので、焼却量の大きな施設を造ったほうが経済的に有利となることから、那珂久慈浄化センターに焼却炉はあるんですけれども、そちらまでの運搬費を考慮いたしましても、共同利用するほうが経済的なメリットが大きいために、共同処理という方式を採用してございます。

それと、今回、規約を改定いたしまして、当該年度ということになりますけれども、これまでは汚泥焼却炉を新設して、その耐用年数の15年間ということで経費を算定する期間を定めてございましたが、今後は

改築修繕を行って、汚泥焼却炉を長寿命化していくということでございまして、当該年度にかかった想定汚泥量費で今後の経費の負担率を定めていきたいと思いますというような内容の規約となってございまして、負担率につきましては、規約にもございますとおり、関連団体等と協議して定めていくということにしております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 とすると、毎年毎年契約を結んでいくということで、幾らぐらいの契約になるんですか。それと、今の話では15年間建物なども含めて負担してきたと言うんですけど、どのぐらい負担してきたんですか、今。

○飯田委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員からの御質問にお答えいたします。

まず、経費の負担につきまして幾らぐらいかということなんですけれども、こちらは建設費の負担の割合を決めているものでございまして、毎年県のほうで焼却炉の建設にかかった費用を関連団体で案分するというものでございまして、金額につきましては、その年々にかかった建設費によって変わってきますが、率としましては、これまで現行の契約ですと水戸市の負担していた率が20.4%でございました。そちらで今後規約を見直しまして、令和3年度から改めて負担率のほうを今後協議して決めていくこととなりますが、予定では15.8%という比率になるということで、協議のほうは進めてございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 ぜひ水戸市の負担が少なるように、20.4%から15.8%に減ったわけですから、引き続き負担を減らしていただきたいと思います。

それから、もう一つは、下水道事業においても環境への配慮が必要だということで求められているところなんですけれども、この汚泥を焼却した後の灰はどのように処分しているのか。リサイクルなどを行われているのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員からの汚泥の焼却後の灰の処分についての御質問ですけれども、汚泥を焼却した後の焼却灰につきましては、埋立て処分をしているほか、建設資材等のリサイクル材にも使用されてございます。令和元年度の実績としましては、1,744トン灰が出たうちの761トンのリサイクルしてございます。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 リサイクルというのはどんなふうに使っているんですか。

○飯田委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 焼却灰につきましては、建設資材ということで、主にセメントの原料として使っております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 埋立てというのはどこに埋め立てているんですかね、この焼却灰の埋立て。

○飯田委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 埋立てにつきましては、令和元年度は北茨城市の会社と契約いたしまして、そちらで埋立て処分をしてございます。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第156号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第157号 指定管理者の指定について（水戸市笠原町第4児童遊園等）について、質疑のある方は発言を願います。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私の後、松本さんが……

○飯田委員長 これは児童遊園の議案ですからね。

○中庭委員 ああ、そうか。これは水戸市公園協会に委託するというので、これまでどおりの委託というので行われるということですね。分かりました。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第157号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第166号 指定管理者の指定について（都市公園等）について、質疑のある方は発言を願います。

松本委員。

○松本委員 先ほどは失礼しました。また最初からやり直します。

児童遊園、都市公園の数、それぞれの愛護会が請け負っている数、それぞれの愛護会に対する補助金等々についてはこの資料のとおりであります。そうすると、この事業の報告というものはいつ、どういう形でもってこれまでも我々に知らされて来たのかをお伺いしたいと思います。できますか。できなければ、次に進みますよ。

だから、これまでもこういう形でやってきているわけですから、愛護会がこれだけの数ができているのに、できているでしょう。そうすると、合計あわせると280万円くらいの報償費をお支払いしているわけですよ。これは要するに愛護会に直接払っているわけじゃなくて、公園協会のほうに任せているわけでしょう。ですから、公園協会から、こちらのほうに事業報告書というのが上がらなければならないでしょう、本来なら。そうしたら、その上がったやつを議会のほうに報告していくというのも、これは1円たりとも公金は公金ですから、私らは知る必要がある。権利がある。こういうことは今までやったことはありますか。ないですね。

だから、じゃ本当にこれだけの愛護会がどういう仕事をして、年1回ちょこっと草取りをやって、これだけの報償費をいただいているのか。あとはこれは我々の専門じゃないから、公園協会にやってもらうんだよというような形と2通りの管理の仕方になっていると思うんですね。そうすると、280万円が本当に有効に、正しく使われているのかどうか。自分のほうには愛護会がないから、立ち上げて補助金だけでももらう

かとか、そんなことは別として、そういう愛護会というものが全部が全部、これだけの数を請け負って、本当にどういう仕事をしているのかということがちょっと私は疑問に思ったものですから、この資料を請求させていただいたんです。

じゃ、これから今度の年度の締めでもいいから、そのときにでも業務報告してくださいよ。どうしても答弁したいというなら、今、部長、手を挙げただけでも、

○飯田委員長 加藤都市計画部長。

○加藤都市計画部長 ただいまの松本委員の御質問でございますが、公園愛護会につきましては、委員御指摘のとおり、指定管理料として水戸市が公園協会に支出をした、その中で公園協会が愛護会の指導あるいはその実績の確認、この報償費のお支払いに当たっても申請の受付、こういったものを一括して公園協会が行ってございます。

実績の確認方法につきましては、公園協会に改めて市のほうからヒアリングを行いまして確認いたします。改めて委員会のほうに報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 私は、そういう愛護会ができて、自分たちの町内の公園をきれいにしようという基本で愛護会というものができているんだと思います。仕方なしにできているというんだつらつくらないですよ。水戸市にやらせたほうがいいのか。公園協会にやってもらったほうがいいのかということになってしまうんだと思うんです。ですから、この280万円が無駄にならないような、やっぱり二重投資にならないような、そういう愛護会であってほしいと、こういうふうに思っています。

それからですね、この公園協会の職員の方々というのは、皆さんみたいにほとんど庁内の中にいて、温かい思いをしてデスクで仕事をしているということではないと思うんですよ。暑さ寒さ、雨にも負けず、頼まればいかなるときでも木の伐採でも何でもやらなければならぬ。ですから、大変な御苦勞をされているだろうというふうに私は思います。

そこで、外郭団体は全部そうなのかなと思うんだけど、要するに今年から市の嘱託員は会計年度任用職員となりましたね。今年からだよね。そうすると、公園協会だけではないけれども、外郭団体のほうではあくまでも嘱託員、臨時職員というような扱いになっていますよね。これはここにいる方では決められないんだ。私は、やはり水戸市に関係する、水戸市の予算でそれぞれの外郭団体というのは運営しているんですよ。金もうけで、そこが独自にやっているというのではないと思いますよ。奉仕作業みたいなもの。市民サービス。ですから、水戸市から持ち出して、公園協会なら公園協会に年間幾ら補助しているんですか、これは。そういう中から人件費も含まれているわけだと思うんです。

だから、私としては、やはり外郭団体だから嘱託員でいいんだと、臨時職員でいいんだというやっぱりその差別というかな、こういうのってあまり私はよくないと思う。というのは、外郭団体の嘱託員からすれば、俺らは会計年度任用職員じゃないんだから、ここまでやる必要はないんだと。やる意気込みというのは低下していると思います。だから、今は公園協会の話だから、公園協会でも愛護会があるんだからやらせろとか、いや、俺らは会計年度任用職員じゃないんだから、あくまでも嘱託員なんだし、3日制、5日制とあると思いますけども、そんなにやることはない。よく油を売るという言葉もありましたけど、やっている

ふりをして油を売っていると。こういうことがないためには、私はやっぱりたとえ外郭団体であろうと、水戸市のお金で全部運営されているわけですから、嘱託員、要するに臨時職員というのは私はいかがかなと、こう思っているんです。

ですから、要するに金額的にしてみれば、それは会計年度任用職員は給料も若干上がると思います。上がるから仕事を一所懸命やるんだと。多少なりともボーナス、期末手当も出ます。出るから一生懸命仕事もやるんだと。あくまでも嘱託員、嘱託員と、こういう見方をしているから、要するに正職員の負担というものがあるんじゃないかと。私もそういうのを耳にしています、現実には。嘱託員から、俺らはどうせ嘱託員だから、いいあんばいでいいんだ。こういうところまではたとえ部長だって、公園協会のほうには理事長がいるんだから目は届かないと思いますよ。声も聞こえないと思います。この辺のところはここでどうこうということではありません。これは総務にも関係する。あと総務部長さんもいます。やはり上のほうでしっかりとその辺の協議をしていただきたい、こう思うんですが、ここで元総務部長さんか都市計画部長さんか、どちらかからお答えいただければありがたいと思います。やっぱり総務に関しては元総務部長さんのほうが詳しいでしょうから。だからって責任を持つということじゃなくて、部長としての当時の考え方、部長のときに会計年度任用職員というのを決めたんだから、荒井さんがね。それで今度は上下水道事業管理者になったんだ。だから、今の総務部長さんより荒井元総務部長さんのほうがそういう意味では奥深く内容は分かっているんじゃないかなと、こう思いますし、担当が違えば加藤部長のほうからその辺のところを踏まえてお答えをいただければと思っております。

○飯田委員長 それでは、加藤都市計画部長。

○加藤都市計画部長 ただいまの御質問にお答えします。

公園協会の職員ですけれども、基本的に公園協会が正式に採用したプロパー職員というものを組織としての軸に置きながら、その体制をサポートするために嘱託員あるいは季節的にどうしても夏場の草刈りとか、そういった忙しい時期に臨時職員というものを一時的に雇用しながら、公園協会全体として業務を回しているという状況がございまして、給与につきましては、外郭団体でございまして、当然市のほうの給与規定に準じてということになっております。

御質問のあった嘱託員さんの雇用に関しましては、公園協会のほうと現状把握に努めまして、極力モチベーションが低下しないようにという意味では公園協会の正職員、プロパー職員にという選択もあるかとは思っています。そういったことについて公園協会のほうとも協議、検討を進めてまいりたいと思います。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 ありがとうございます。

給料のほうは5日制の場合は、会計年度任用職員と同じだという今の答弁ですね。ただし、期末手当はないということですね。期末手当はないでしょう、嘱託員というのは。

○飯田委員長 加藤部長。

○加藤都市計画部長 改めてお答えいたします。

給与の規定は、市の給与規定に準じてというお答えをさせていただいたんですが、ボーナスの支給あるいは支給があった場合の月数であるとか、あとは基本給の設定などの詳細につきましては、お時間いただきま

して、改めて市の職員の規定との比較、この辺を改めて調べた上でお答えさせていただきたいと思います。申し訳ございません、今手元にはそこまで正確にお答えできる資料がございません。申し訳ございません。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 期末手当というのはいないんです、嘱託員は。だからね、外郭団体じゃなくて、水戸市のほうの嘱託員は会計年度任用職員にみんななっているんですよ。これは全部期末手当もパーセントは低いですけども、出ているんですよ。だから、私が言っているのは、外郭団体のほうだって特に公園協会なんかは危険性のある仕事もあると思いますよ。木の上に上がって木を切ったり、いろんな仕事をやらなくてはならん。だから、外郭団体は公園協会ばかりではありませんけれども、やはりその差というのは私はなくすべきだろうと私の個人的考えです。今調べてどうだこうだという部長の答弁でしたが、期末手当は支給されてないことは私も承知しています。給料は大体同じぐらいかもしれない、5日制の場合は、3日制の場合だってあるんじゃないですか、臨時職員みたいな、何か。そういう方は半分以下じゃないのかなと思っているんですけども。だから、私は外郭団体も会計年度任用職員に改めるべきだろうと。同じ水戸市の職員だと、こう私は思うんだよね。水戸市の子会社みたいなものですよ、早い話が。水戸市が親会社で、本店で、支店があつて。そうしたら、公園協会としては同じに扱ってもいいんじゃないのかなと、私はこう思っています。あとはよろしくをお願いします。

○飯田委員長 ほかにございませんでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、議案第166号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第169号 市道路線の認定及び廃止について、質疑のある方は発言をお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 市道路線の認定に当たりまして、今回開発行為道路の認定の件数が7件として新たな道路ができた。これ非常に少なかったんですけども、今の経済状況に関係しているのかなというふうに思いますが、どうしてかということが1つ。

それから、2つ目は、私、市道認定に当たって今の要綱をもうちょっと緩和すべきじゃないかと。要するにもう1センチメートルでも2センチメートルでも3センチメートルでも、例えば隅切りが規定外だということと駄目だとか、そういう規定になっていて、それによって結局市に市道認定をもらえないということで、そのまま水たまり、あるいは舗装されていない実態がずっと続くというのが市内の各地で起きているので、その点の市道路線の認定の改善、今回陳情も出されておりますけども、そういう点の改善というのはないのかお答えが聞きたい。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えしたいと思います。

御質問の内容は2つございまして、1つ目は何か本数が少ないんじゃないかというお話と、もう一つは、今回の路線の認定廃止に関わっておりませんが、私道の寄附の要綱の中身を精査したらいいんじゃないかという御質問だと思います。

1点目の市道の認定につきましては、これは当然開発行為となれば、民間の業者が開発行為を起こして、

要は団地を造成したりとかして完成したものが移管されて認定するというような形になってございます。確かにここ数年の中では少し少ないかなとは思いますが、その団地の造成規模とか、そういったところによって期間がかなりかかる場合には、相当後から出てきたりとかというのもありますので、ちょっと多いか少ないかについては何とも御返答はさしあげられないことは御理解願いたいと思います。

それとあと、市道認定の基準につきましては、今現在運用している基準の中で、個人所有とか、そういったものを頂いて、市のほうで管理していくという形の中で、やはりある程度きちんと整理されたものを市のほうで以後管理していくと。市のほうで頂いた後に、市が新たにその土地を拡幅したりとか、そういったところはちょっと本来の趣旨からは外れるのかなということで、今の基準をつくってございます。ただ、現況などを実際に見ながらどういったことがあるかどうかについては今後また状況なんかを確認しつつ、必要に応じて検討のほうを進めていければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本委員 この路線の廃止というものは、何本あって、廃止する部分の総面積はどのぐらいあって、その部分がどこに行って、どうされたのか。どこかに道路で持っていったのか。この廃止の部分は何本、これ、7本。これはやっぱり新ごみ処理施設の関わりの中け、これは。じゃ、この廃止した部分の面積がどこかに行ったんでしょう。これは昔の1間道路だろうから、1メートル80センチメートル道路だから、総延長が何メートルぐらいかあって、結構な面積になるんじゃないのかなと思う。それがどこかに行ってしまったんではまずいから、ここに付け替えて、こういうふうにしましたよという道路だろうと思うんだけど、分かりますか。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

今回廃止道路として上程させていただいたものにつきましては、議案書①の49ページに路線の廃止ということで上げさせていただきました7路線となっています。延長、幅員については、ここに記載のとおりですが、誠に申し訳ありません、総延長につきましては、廃止する路線が1,581メートルに及ぶことになってございまして、すみませんが面積についてはそこまで詳細なデータがございませんので、正式にお答えできません。申し訳ありません。ただ、右のほうに管理している大体の幅員も載っておりますので、おおむね今委員のお話しされた1間もしくは9尺ぐらいの農道の部分をこの延長で部分的に廃止するという形になってございます。

なお、今回の廃止の部分につきましては、委員御指摘のとおり、新ごみ処理施設整備に伴って、事業用地を買った事業地内に存在した道路でございます。その中で、要は周りが全部水戸市の土地になってしまっているんで、そのまま廃止できるものについては廃止。それから、その道路の途中で個人の方の所有権がまだ隣接して残っているようなものについては、その機能を失わせるわけにはいきませんので、それを再認定という形で整理をさせていただいたものとなっております。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 それと敷地内の公簿面積が変わるわけでしょう。変わるでしょう。極端な話、100坪の土地が150坪になったと。こういうものの整理というのはされているんですか、これ。増歩申請とか減歩申請とかあるでしょう。水戸市は税金取られないから構わないといえばそれまでだけでも、だけでもやっぱり正式には公図上でもきちっと直すためには、これを廃止して、公図上の敷地の中に入れたということは、公図上の敷地が増えるわけですから私は判断するんですけども、そこまでの整理はしてない。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

委員御指摘の話、要は廃止した後の土地の底地をきちんと行政財産の移管なのかどうかで整理したのかというような御質問かと思うんです。今回の廃止に伴うこちらのほうの道路は、元々が認定外道路みたいな扱いになってございますので、公図上白地になっています。そちらのほうについて改めて測量をして面積を出したかどうかという話につきましては、すみません、まだそこまでの作業はしてございません。

ただ、今後、この廃止に伴って、道路として機能がなくなった底地については、担当部署であった新ごみ処理施設整備課のほうとその部分の引き継ぎの仕方をちょっと協議調整は今しているところでございますので、きちんと整理できるようにしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○飯田委員長 小川委員。

○小川委員 今回の認定廃止についても当然、本市で求めた新ごみ処理施設のエリア内の部分でもあろうと思うし、これについてお話しも、なかなかこの地図と見比べてどうであったかなというのは把握してないものですから、それは踏まえて、ただいま大森課長のほうからも説明がありましたように、廃止される部分においては、しっかりと変わりの道路を再建しながら、そこを今後見ていただきたいと要望して、終わります。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 すみません、市道路線の認定及び廃止について賛成の立場からちょっと3点ほど確認させてもらいたい。

今お話がありました廃止に伴う再認定のところの常澄8-3686、3687の①、②というのは、これはもう実際道路としてはあるんでしょうか。ちょっと昨日、現場へ行っても全然分かんなくて——分かりました、今度見てみます。それができたということで今回廃止の段階になったんだと認識しております。

最初に、寿279号線の開発行為の道路なんですけど、この現場へ行きますと、この車止めの奥にアパートがありまして、そこに行く道路がこの延長上にあるんですけど、この道路のあれはという敷地になるのか、私道などかということと、もう一つは、②見川304号線、この突き当たりの一番奥の左側は宅地がありませんで、緑地という形になっていまして、こうしたところの車の折り返しのスペースはあるんですが、規定で決まっているのかと思いますけども、特に宅地があるわけでもないんで、もうちょっと広くできたら、ここを利用する方はすごく、365日住んでいるわけですから、利便性があるのかなと思って、そういう対応は協議の中で開発行為の中でできないのかどうかという、その2点お願いします。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

まず初めに御質問いただきました寿279号線、こちらの道路につきましては、開発行為で行われた道路

で、先ほど委員のお話のとおり、一番奥にアパートがありまして、入り口から右に2宅地、左に2宅地、4つの宅地が並んでいるような形で造成された開発行為でございます。この地図の真ん中にごございます幹線市道16号線東野平須線という道路から、真っすぐ突き当たりで入っていくような道路になってございますが、実際にアパートに行く手前のところで道路が終わってございまして、アパートの敷地が少し道路側のほうにちょっと食い込んでいるような、下に凸ような形での宅地の設定となっておりますので、このような形となっております。

それから、2つ目の御質問いただきました見川303、304、305号線、こちらの今お話いただきました一番東側の部分ですかね。矢印で言いますと、矢印一番右の下からちょっと右に出ている矢印の先の行き止まりの転回場のところをもうちょっと改善できないかという御指摘だと思います。現地につきましては、開発行為の基準に基づく最低幅員の8メートル辺を確保するような形で現地は出来上がってございます。その周辺においては、確かに委員の御指摘のとおり、緑地が設置されてございます。実はこのエリアで行われた開発行為なんですけど、この土地自体、昔、山だったところございまして、この山自体が森林法という法律に定められた保全等をなすべくしていかなければならない区域と、計画森林というような位置づけがある土地になってございまして、この場合、通常の開発行為ですと、公園の面積は開発施工面積に対して3%確保すればいいということになっておりますが、この森林法に基づくエリアの場合は、その造成目的によっても違いますが、宅地造成の場合は公園とかを含め緑地を施工面積の2割取らなければならないということで、県の許可を別途取って施行している状況でございます。

現地の状況等の数字が、どの程度になっているかという確認したところ、公園と緑地を含めて20.03%というぎりぎりのところで森林法の許可基準をクリアしているということで処理してございますので、利便性のことを考えれば広げるのかもしれないんですけど、ちょっとそこを広げると、恐らく森林法の許可が取れないというような形になった設定で造成のほうがされておりますので、御理解いただければと思います。

○飯田委員長 ほかにございせんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第169号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第170号 都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（3工区）工事請負契約の締結について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 これは赤塚駅西線の建設工事でありまして、今度は南側の工事が始まるわけですけども、私も現場に行って感じたのは、今の状況はこんな感じで、道路沿いにずっと大量の鉄のくいを打ち込んだということでありまして。これからさらに工事が始まるんですけども、近所の方、一軒一軒に聞いたんですけども、やっぱりくいを打ち込むときに大変な振動がしたということで、家の扉が閉まらなくなっちゃったとか、BSアンテナが場所が少しずれてしまったとか、いろいろな苦情がたくさん寄せられました。これからもこういう振動だとか騒音だとか、工事の音だとかということについて、住民の皆さんは非常に大変な思いをすることになるんですけども、これについて水戸市としてもやはりどうやって付近の住民の皆さんの負担を軽

減するかということで、どういう工夫あるいは対応をしているのかお聞きしたいと思うんです。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭議員の御質問にお答えいたします。

確かに今回、工事箇所隣接する住宅で、シートパイルという鋼矢板を打ち込む際に、周辺の住宅に影響を及ぼしているということは地元のほうからも意見としてうかがっております。それに対しては、事前に家屋調査を行っておりまして、工事が終わった後に事後調査をやって、調査後、補償ができるかどうか、そこら辺は地元と調整して行っていきたいと思っております。

あと、住民の皆様には長期間御迷惑をかけているということですので、この事業に対して御理解と御協力をいただけるよう、工事の内容を丁寧に御説明をしながら現場を施工していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、事前に建物の現況調査をして、工事が終わったときの比較をして補償するということですが、この補償をきちんとやっていただきたいというのは非常に住民の皆さんの強い願いでした。それで、この道路の建設は赤塚駅の南側、北側を結ぶという点では非常に大事な、私は有益な工事だというふうに思うし、住民の皆さんも確かにそれは望んでいるんです。付近の住民の皆さんね。しかし、あまりにも大変な工事だったということなんですけども、今回の新しい工事、この南側を掘削する工事の説明会というのは、これはやることになっているんですか。すると、住民の皆さんにこれは周知徹底されているんですか。その中身についての報告とか、こういう工事をやりますというのは知らされてますか。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭議員の御質問にお答えします。

地元の対応といたしまして、今2工区工事を現在行っておりまして、3工区工事は引き続き、この工事に対して地元で丁寧に説明を行っていきたく思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 いろいろ説明することになってますか。説明って具体的な日程が決まっているんですか。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 ただいまの委員の御質問にお答えします。

説明の時期に関しては、これから再度、3工区の工事業者が決まって、よく打合せしてから対応していきたいと思っております。

○飯田委員長 ほかに。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 今、中庭委員のほうからありましたので、重複しないように、私もその騒音とか、振動とか気がなっていたもので、そこで、現実的にはこの3工区の工事はいつから大体いつぐらいまでで、今この場所からすると夜間工事はないと思うんですけど、また、夕方早く暗くなるのでないと思うんですけど、逆にもし早朝とか早く始まるかあれば、ちょっとその時間帯を聞いて、それとあわせて、今、課長がおっしゃったように、最初に説明した上で、それぞれの1工区、2工区って丁寧に説明されていると思いますけ

ども、それはもうし過ぎるということはないと思いますので、きちんとやっばり業者さんのほうから徹底してやってもらわないと、同じ騒音があったり振動があったとしても、それだけがあるかないかで全然違うと思いますので、きちんと取っていただきたいと思います。最初の時間と日にちと。

○飯田委員長 安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 五十嵐議員のただいまの御質問にお答えします。

3工区の工事に関しては、一応工期は320日間、約11か月を予定しております。それで、作業時間なんですけど、一応大体午前9時ぐらいから午後5時ぐらいは昼間工事をやる予定でおります。そこら辺はよく地元にも、工事の内容をその都度説明して行っていきたくて思っておりますので、よろしく願いいたします。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第170号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第174号 土地の取得の変更について（都市計画道路3・3・2号中大野中河内線用地）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないですか。

ないようですので、議案第174号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第176号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表債務負担行為補正中建設企業委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 私は、この議案について幾つか疑問点がありますので、質問させていただきたいと思います。

今回のこの補正予算等は、千波湖導水事業に3億8,700万円の増額を補正するということですが、その内訳は何なのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

内訳としましては、県が実施する工事について委託料として3億7,000万円で、水戸市分としまして今回工事費として1,700万円ということで見込んで補正予算を計上してございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、今回のこの予算によって、5億8,828万円の工事費が、9億7,528万円になるんです。1.65倍に増えるということで、今回の補正予算の中でも最も大きな補正の一つだと思うんですけども、この増えた費用というのは誰が負担するんですか、どういう負担になるのか、国、県、市の負担ということになりますけど、その負担の割合についてお聞かせいただきたい。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

負担の割合としましては、国庫補助を受けているためでございます、国のほうが45%になります。残

りの55%について県と市で折半をするということで、県27.5%、市27.5%という形になります。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 具体的には幾らなんですか。具体的に幾ら水戸市が負担する、国、県が幾ら負担する、具体的にその3億8,700万円の内訳を教えてください。

○飯田委員長 金額ですか。

○中庭委員 金額。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

国の負担については45%となりまして4億1,265万円という形になります。また、県と市の負担については2億5,217万5,000円となりますので、市の負担としましては1億642万5,000円という形になります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうするとね、やっぱり今回の工事によって1億600万円以上の負担するということなんですけれども、今回の工事というのは3億7,000万円増えましたけど、これの工事の中身、何でこんなに急に1.6倍に増えてしまったのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

今回の増額の要因でございますが、こちらについては、現在県のほうで施工している工事についてございまして、県の工事の現場で起きたことでございますが、もともと岩盤があったということで、それにあわせて仮設工、矢板の打ち込みというものを設計していたところではあったんですが、岩盤の堅さというものが想定以上ということでございまして、実際に県が発注した仮設工法では打ち込めないというようなことが判明しました。そのような堅い岩盤でも仮設工である矢板の打ち込みができる工法に変更することが必要となったため、補正予算を計上したものでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私も現場をちょっと見てきたんですけども、これはこの周辺の岩盤が堅かったということですか。ちょっとお答えいただきたい。このどこが堅かったんですか。どの辺の工事の部分なんですか。増えたのが3億7,000万円ですよ。どの工事の部分なのか。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 お答えいたします。

ただいま中庭委員が持っております写真の2連のボックスの下部になります。今その写真で持っているところの2連ボックスの下です。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、その工事についても一つお聞きしたいんですけど、今回の工事というのは要するに那

珂川の導水のためにやるものですよね。現在は、那珂川から渡里台地土地改良区が水をくみ上げて、最大毎秒1.4トン桜川に流して千波湖浄化をしているということなんですけれども、しかし、これをさらに増やすということなんですけれども、しかし、私もこの工事を見てきましたけれども、現在でも、渡里台地土地改良区から水が流れているわけです、導水されているわけですよね。導水されているんですけども、さらにまた導水の方法を変えるということで、今回この工事が始まっているわけですよね。そこをどういう工事にするのか説明していただきたい。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

中庭委員の御質問のとおりでございます、今までの渡里の暫定導水に替えて、今後は千波湖導水ということで、現在、県と市で実施している管を使って最大毎秒3トンの水を千波湖に入れるというような事業を今実施しているところでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、霞ヶ浦導水で那珂川からくみ上げた水を河和田町の桜機場でくみ上げる。そして桜川に流し込むということなんですけれども、そうすると新しい水路を造るということになるわけです。これは工事が必要ですよね。この工事費用というのは総額でどのぐらいかかるんですか、今回の補正予算も含めて。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

総工事費ということになります、県と市といたしまして令和3年度、まだ令和2年度現在でございますが、おおむね21億4,000万円程度の事業費となっております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうしますとね、約21億円を超す工事費で桜機場から千波湖に流すということなんですけれども、今回の工事で、結局、今まで使っていた水路、要するに桜川を通じて千波湖に流すという通路は、これは変更になるということですよね。そこを確認したい。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今現在使っている1.4トン分の導水管も利用しつつ、3トンを千波湖に流すために残りの1.6トン分の管を今現在施工して、あわせて3トンを千波湖に入れる工事を現在実施しているということでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私、この工事そのものに疑問を持っている一つは、今まで桜川を使って、この地図で分かるように、桜機場から1番のところまで流しているわけです。これがその地図なんです。この桜川の水路を使って流しているわけです、今ね。この近くにラバーダムがあるんですけど、そのラバーダムから今度は別なルートを使うと、この別なルートを使って遊水地に流して、遊水地から今度はまたさっき言った3億7,000万円の新しいこの工事が追加されたところに流して千波湖に流すということなんですけれども、これ見ると、この桜川の用水路はちゃんと整備されているんですよ。何でこの桜川の用水路を使わないのか

というのが私の疑問ですね。なぜこのせつかく整備したものを使わないで、新しくこういう排水路を使って流すのかという点では、私は、これは無駄遣いになってしまうんじゃないかというのを感じたんです。なぜ今までの桜川を使わないで、今までだって桜川に流しているわけですよ、これ。この地図で分かるように、今までは、この流していた1のところからそこに新しく遊水地に流して、そしてさらにここに工事をして、月池に流して、そして千波湖に流すというやり方ですね。しかし、その脇にはきちんとしたこのような桜川があるんですよ。なぜそれを使わないのか、そうすれば21億円もの莫大なお金をかけてやる必要がないんじゃないかと。もう少し、例えば半分、あるいは3分の1に節約できるんじゃないかというのを感じたんですけども、これについてどう考えますか。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まず、桜川から千波湖への導水については、桜川と千波湖の高さの関係上、どうしても桜川にラバーダムなどの堰が必要になります。その前に、今、中庭委員が示しました、桜川の下流のほうに仮に堰を設けますと、借楽園からの借景という観点で、ラバーダム、ゴム堰などが支障になるというようなことが県の景観に関する調査部会から報告がございまして、これを受けまして、現在の県ダム、いわゆる好文橋の先にある水戸葵陵高校の西側、現在使っているラバーダムを使って、今まで左岸に落としていた水を右岸に落としまして、調整池を伝って既存の今の写真でございました2連のボックスを伝って、それで元々あった1.4トンの既設管、そして新設する1.6トンの管に導水しまして、月池、千波湖という形で行くのが一番効果的だと、経済的だということで今の現在の工事を実施しております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 その費用が約21億円でしょう。21億円かかるわけですよ。要するにこれを新しく造るから21億円もかかるのであって、この桜川を使えば既存の整備がされているわけですから、なぜそれを使わないのかというのが私の疑問なんです。21億円って莫大な金ですよ。今回の3億円だって大変なお金なのに、この桜川を使わないで、この遊水地を使って流すということなんです。しかし、その脇には、きちんとした桜川があるんですよ。なぜそれを使わないのかというのが、ちょっと幾ら考えても私にとっては納得できないと、現場を訪れた中では感じたんですよ。

現在、今、渡里台地土地改良区で用水をくみ上げて、そして桜川に落としていますよね。この年間経費は幾らなんですか。要するに、桜川を使わないで、わざとこういうぼさぼさしたところをずっと通して、そしてさらにここに全部で21億円もかけて造るのかというのは、税金の無駄遣いにならないのかということなんですけど、今、渡里導水で使っている費用って幾らなんですか、導水費用。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

正確な数字を申し上げることはできませんが、渡里暫定導水に使っている電気代としましては2,000万円前後を使っているところでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私も決算委員会の資料で調べたら1,882万円です。これで今の1.4トン流せるんです。

そして、この桜川についても、1.4トンプラスできるほどの桜川なんです。いや、なぜ私がこんなことを言っているかという、実は私の家の前に桜川流れていて、霞ヶ浦導水のときには、渡里から用水をくみ上げたときには水が増えますけども、しかし、そんなに毎日流れているわけじゃないんですよ。1年間のうち導水している日は僅かなんです。ですから、その僅かな時期のために新しいものを造って21億円もかけるなんていうのは、これは税金の無駄遣い以外の何物でもないと、私は桜川を毎日見ながら思っているんですよ。

そして、結局このお金というのは、水戸市も3分の1負担しているんですよ、国、県、市で。今回の3億7,000万円だって、水戸市が1億600万円ぐらい負担しているという点では、本当に税金の無駄遣いだということを痛感しました。実際、今だって桜川の一部を利用しているんです。こんなふうには工事やっているけども、この工事の脇にある、止めている水というのは、このぐらいなんですけど、これを流しているんですよ、桜川に。だからね、本当にそういう点では、どういうことでこんなことになってしまったのかね。私が考えるに、今回の工事で、本来ならば桜川を使うべきところじゃないところ、月池なんかでも浄化しようとしているんですよ。だから、その点での認識というのはどんなふうを考えているのか、市民の税金をどう考えているのかというのを、もう一度認識をお聞きしたいと思うんです。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

桜川を使って千波湖導水を現在実施しているという状況でございまして、あくまでも千波湖に桜川の水を導水するためには、桜川に堰を設けないと千波湖に導水ができない、高さの関係でいろいろございまして。そういった中で今の工法が一番最善だということで県と市で判断し、実施しているところでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 しかし、今の那珂川の堰というのはここなんです。これを見ると遊水地のところに現在あるんですよ。これを活用すればいいのであって、そして、この下流には桜川があるわけですよ、ちゃんとした桜川が。だから、何でこれを使わないで21億円も使うのかというのは、到底納得できない、私は。

だから、そういう点では、要するに湯水のごとくこの導水事業にお金をつぎ込むと、21億円もつぎ込むということなんですけども、じゃ、今回のこの導水事業というのは桜川から水をくみ上げるわけですよ。このくみ上げについて、地元の漁業団体は合意しているんですか。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今の御質問については、千波湖導水事業ではなく、霞ヶ浦導水事業の那珂川の漁業関係者による和解条項のお話だと思うんですが、そちらのほうでは千波湖導水については議論にはなってございません。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、今の段階で水をくみ上げて流せるんですか。これ工事が完成するのは今のままでいくと3月とか4月に完成しますよね。だけど、完成しても水は流せない。要するに今度は今までの渡里用水の導水じゃないから、霞ヶ浦導水の事業だから、この同意がなければ流せないんですよ。それ、どうなんの、

流せないでしょう。渡里台地土地改良区では流せますよ、今流していますから、流すことはいつでもできるわけですから。これが今度は霞ヶ浦導水になるわけです。霞ヶ浦導水になれば、今度はそれを漁業団体の組合の同意というのが必要ですよ。どうなんですか、これは。そういう保証はちゃんと今でもあるわけなんですか、これ。その辺をお聞きしたい。

○飯田委員長 先ほど言った和解条項の中で、それは組まれているんですか。今のところもちよっと含めてもう一回答弁をお願いします。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

那珂川の漁業関係者と国の和解条項に基づいて、今、霞ヶ浦導水、那珂川の取水については魚類迷入試験ということで、現在、国のほうで実施してございます。それが来年度いっぱい続くということでございますが、国と漁業関係者、共にきちんと調査しながら現在進めているところでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、いろいろな問題点を含んでこの問題も進められているということで、少し追加で質問したいんですけど、どうしますか、時間。

[発言する者あり]

○中庭委員 質問だけちょっと言いますから、ちょっと答弁してください。

私の1番の質問は、霞ヶ浦導水事業による千波湖浄水事業は、あまりにもコストが高過ぎるということですよね。そして、現在、渡里台地土地改良区で支払っている費用というのは、僅か1,800万円で導水事業ができていのに、今度は21億円もかけて、また年間莫大な費用をかけて導水しなければならないという問題点があるんだけど、これについては先ほど質問したので、ちょっと別な問題で、導水事業によって桜川の水位が上がって駅南地区は桜川の水はけが悪くなっている。おか水の被害はないのかという疑問も出ているわけです。

それから、二つ目の質問は、3トンの水が一体来るのかどうか。霞ヶ浦導水事業というのは、完成するのは2030年とされているんですよね。あと10年もあるんですよ。実際、霞ヶ浦導水事業というのは、まだ土浦地域では全くタッチしていない。全くトンネルも掘られていないという中で、こういう事業が完成することを見越した事業というのはどうなのかと。ほかの地域では、こういう利根川の土地改良区による導水事業もやめているという中で、なぜこんなことを強行するのかということについて、この二つの点についてお答えいただきたい。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 まず1点目のゲリラ豪雨についてでございます。

実際に那珂川から取水して千波まで来るのにおよそ2時間かかることが分かっております。また、常に降雨情報は国、県、市、みんなで把握していますので、ゲリラ豪雨などの予測される場合には、あらかじめラバーダムなどを落として、市街地の雨水の冠水にはならないように配慮しているところでございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 この千波湖の浄化というものは、今は亡き、議員で私と同期だった高橋丈夫君がもう常に本会議の中で質問をされておった。これは重要な課題だというふうに私は思っています。そして、また、水戸市も偕楽園・千波湖周辺整備等調査特別委員会というものもできています。ここに物産館的なもの、パークPFIで建物を建てると、こういうことから考えますと、過日、県のほうでは星野グループが今度の調査でやりました、迎賓館的なものを建てるということで。このときに、私どもは新聞で初めて知ったんです。それで私のほうで音頭を取らせていただいて、何名かで県のほうに行き、星野グループもそこに同席していただいて、水戸に初めて来て、水戸の印象はいかがですかとお伺いをしました。そうしたら、日本三名園の一つがあり、旧市内の近くにこんなすばらしい千波湖という観光資源がある都市は全国にないと、こういうふうな評価をしていました。ですから、私は、そういうことを踏まえて、以前、高橋丈夫議員がそういうことを常に思い、千波湖の浄化というものを取り上げておったんだろうというふうに、今、私も思っておりますし、当然これから物産館的なものを造っていくためには、多くの客がここに集客をできるような、1回来たら、また来てみたいというような施設を造りたいと、こういうことを私も本会議の中で訴えてきました。

ですから、今は経済のほうで、このコロナの問題で足踏みをしておりますけれども、必ずや、これは完成していきたいというふうに思っています。それには、夏場に行き、千波湖の水が悪臭がしたり、アオコがあったりすれば、これではすばらしい観光資源にはならない。このために、私は、霞ヶ浦導水というのは、この千波湖導水というものが唯一の浄化対策の一つだと、私はそう思っています。

ですから、今、中庭委員が言われていることも一理ありますけれども、私は早急にこの導水というものをやっていただきたい。今回の3億8,700万円でありますけれども、これは設計とか委託料が3億7,000万円の中に入っています。これが議決されれば、今度は工事のほうの入札、契約ということになっていくわけでしょう。まだこれ契約していないでしょう。ですから、私は、これは早急にやっていただくというような考え方から、この議案に対しては賛成をします。

是非を問うことはありません。進めていってください。中庭委員さんは、中庭委員さんのいろんな持論があるかと思いますが。千波湖は水戸のシンボルだと、最大の観光資源だというふうに私は思っていますから、ですから、今の駐車場のほうに物産館も建てると、湖畔のほうに持ってくるということで、ボウリング場跡地のほうは今1億5,000万円です駐車場の整地をやっていきますね。ですから、これはやはりやるべき、やらなくちゃならないことだというふうに私は思っていますので、それでやっていただきたい。私はこれを要望します。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第176号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、提出議案の質疑は全て終了しました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしくお願いします。

以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会します。

御苦労さまです。

午後 零時29分 散会